



令和2年12月9日

海事局 国際油濁補償基金対策室

## 監査委員に大須賀英郎氏が任命されました ～国際油濁補償基金第25回総会等の結果概要～

国際油濁補償基金（IOPCF）第25回総会等が令和2年12月2～4日まで、新型コロナウイルスの影響によりオンライン形式で開催されました。

今次会合では、基金の健全な運営を監査する役割を担う監査委員会（定員6名）について選挙が行われ、大須賀英郎氏（（一財）航空保安協会理事長）が新たに委員に任命されました。

国際油濁補償基金（以下「基金」）とは、タンカーの事故により巨額の油濁損害が発生した場合に、被害者に対して補償を行うために設立された国際機関（本部：ロンドン）です。基金は、タンカーで運ばれた油を受け取る事業者（石油元売り事業者等）が負担する拠出金により運営されており、日本は、インドに次ぐ2番目の拠出国です。

今次会合には、我が国から国土交通省、在英国日本国大使館、石油海事協会、（一社）日本船主協会、（公財）日本海事センター、学識経験者等が出席し、我が国意見の反映に努めました。

なお、今回は新型コロナウイルスの影響を踏まえリモート開催となったことに伴い審議時間が短縮されたことから、多くの議題は情報提供に留められ、重要とされる議題についてのみ審議が行われました。

**主な結果**（詳細は別紙をご参照ください）

### 1. 監査委員選挙について

基金の運営全般を監査する監査委員会（定員6名）について、3年の任期満了に伴う監査委員選出のための選挙が、オンライン投票ツールにより実施されました。選挙の結果、日本が推薦した大須賀英郎氏が最大の63票を獲得し、新たに委員に任命されました。

### 2. 不適切な保険会社の問題について

補償の拒否や事実と異なるブルーカード（※）を発行する保険会社の問題に関し、監査委員会（委員長：春成誠氏（元海事局長））からの最終報告が行われました。

今回は時間がなかったため、将来の会合で審議することとなりました。

※ブルーカード：保険内容が条約に適合していることを証明する証書

### 3. 条約改正を検討するワーキンググループ設置提案について

基金最大拠出国のインドから、将来的な条約改正を議論するワーキンググループ設置の提案が行われました。今次会合では、審議の時間が限られていたことから各国のコメントのみ受け付けることとなり、将来の会合で具体的な審議が行われる予定です。



<問合せ先>

海事局 国際油濁補償基金対策室 丸田、尾崎

代表 03-5253-8111（内線 43-268）

直通 03-5253-1545 FAX 03-5253-1642

## 国際油濁補償基金第 25 回総会等の主な審議結果

### 1. 監査委員選挙について

基金の運営全般を監査する監査委員会（定員 6 名）について、3 年の任期満了に伴う監査委員選出のための選挙がオンライン投票ツールにより実施されました（66 カ国が投票。7 名の立候補者に対して、6 名に投票を行う形式で選挙が実施されました。）。

選挙の結果、日本が推薦した大須賀英郎氏が最大の 63 票を獲得し、新たに委員に任命されました。

基金への最大拠出国の 1 つである我が国にとって、拠出金が適切に被害者の補償に充てられているか等、基金の適切な運営を精査する監査委員の役割は非常に重要です。我が国からはこれまで、故谷川久氏（成蹊大学名誉教授）、落合誠一氏（東京大学名誉教授）、春成誠氏（元海事局長）がそれぞれ 2 期、合計 6 年ずつ監査委員を務めてきたところです。大須賀氏は、旧運輸省、海上保安庁等のほか、1993 年から 1997 年まで IOPCF 法務審議官を務められており、そうした幅広い実績を踏まえ、我が国として同氏を推薦致しました。

#### <大須賀英郎氏のプロフィール>

旧運輸省入省。運輸安全委員会事務局長、  
日本海事センター常務理事等を経て、  
現在（一財）航空保安協会理事長  
1993 年から 4 年間 IOPCF 法務審議官として勤務経験あり。



#### <新たな監査委員一覧>

Dr. Hideo Osuga (63票)	(日本)	※ 1 期目
Mrs Birgit Sølling Olsen (57票)	(デンマーク)	※ 2 期目
Mr Alfred H.E. Popp, CM, Q.C. (55票)	(カナダ)	※ 1 期目
Mr Arnold Rondeau (55票)	(フランス)	※ 1 期目
Captain Thomas F. Heinan (45票)	(マーシャル諸島)	※ 1 期目
Mr Vatsalya Saxena (44票)	(インド)	※ 2 期目

### 2. 不適切な保険会社の問題

国際 P&I グループに属さない保険会社の中には、CLC 条約（※）を満たさない保険を提供したにもかかわらず、CLC 条約の締約国に対し、当該条約を満たす保険であることを示すブルーカードを発行している会社も存在します。これにより、当該締約国が、当該ブルーカードを基に、条約に適合していない保険であるにもかかわらず条約への適合証書を発行する事態が生じています。この問題は、基金において長年議論されてきたものであり、今回、その対応策について、春成誠氏（元海事局長）が委員長を務める監査委員会から最終報告書が提出されました。

今回は時間がなかったため、将来の会合で具体的な審議が行われる予定です。

我が国はこれまでの議論において、十分な保険が締結されていることを各国政府が確認することは、条約に基づく各国当局の責務であること、また、国際 P&I グループに属さない保険会社が、ブルーカードに準拠したカード（保険カード）を発行することについては、その意義を認めつつも、各国当局がこの保険カードと引き換えに条約への適合証書を発行するプラクティスを確立すればより効果的であることを指摘しており、今後の議論にも積極的に関与していく所存です。

※ CLC 条約：1992 年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約

### **3. 条約改正を検討するワーキンググループ設置提案について**

基金最大拠出国のインドから、現行の国際油濁補償基金の仕組みに関する課題の指摘とともに、条約改正を見据えた議論を行うワーキンググループの設置について提案が行われました。

今次会合では、審議の時間が限られていたことから各国からのコメントのみ受け付けることとし、将来の会合で具体的な審議が行われることとなりました。我が国からは、提案文書に基金の基本原則に反する部分が含まれていることへの指摘を行いつつ、今後も議論を継続することには前向きな姿勢を示しました。

第 2 位の拠出国でもある我が国としては、基金の適切な運営に責任ある立場として、各加盟国をうまく巻き込みながら、健全な議論が行われる環境作りを行っていきたいと考えております。